

# 経済安全保障下の特許出願非公開制度： 2026年現在の運用精度、補償実務の限界、 及び産業界の苦悩に関する包括的分析

Gemini 3.1 pro

## 1. 序論：特許制度の歴史的転換と「非公開」の衝撃

2022年5月11日に成立し、2024年5月1日に施行された「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、経済安全保障推進法）は、我が国の戦後産業政策および知的財産制度における歴史的な転換点となった<sup>1</sup>。同法は、特定重要物資の安定的な供給の確保、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、特定重要技術の開発支援（K Programなど）と並び、第4の柱として「特許出願の非公開制度」を創設した<sup>4</sup>。2026年3月現在、本制度は導入初期の混乱を抜け、政府が「運用定着フェーズ」と位置付ける段階へと移行しつつある<sup>8</sup>。

しかし、制度の運用が常態化するにつれ、法制化の段階では理論上の懸念に留まっていた問題が、実体経済における深刻な摩擦として顕在化している。国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防ぐという安全保障上の大義は社会的に広く受容されているものの、その実務的代償は民間企業、特に先端技術を牽引するディープレック・スタートアップ企業や、知財戦略を担う弁理士、そして企業財務を審査する監査法人に対して極めて重くのしかかっている。特許出願の公開、特許査定、および拒絶査定といったあらゆる特許手続きを法的に留保し、情報流出を強制的に遮断する「保全指定」の法的効果は、特許権が本来有する「技術公開の代償としての独占排他権の付与」という、近代特許法が前提としてきた根本的な社会契約を根底から揺るがすものである<sup>10</sup>。

本稿では、2026年3月2日付の最新の経済報道や実務動向を契機として、特許出願非公開制度の精緻なメカニズムと審査の精度を解剖するとともに、経済産業省や内閣府が提示する「補償金算定基準（通常生ずべき損失）」の実効性と限界を深く掘り下げる<sup>13</sup>。さらに、現場で苦悩する知財実務家の業務負担、スタートアップの資金調達メカニズムの崩壊、および無形固定資産の減価償却を巡る会計上の難題を多角的に分析し<sup>13</sup>、諸外国の秘密特許制度との比較法的考察を踏まえた上で、現行制度の課題を克服するための戦略的かつ具体的な解決策を提言する。

## 2. 特許出願非公開制度の精緻なメカニズムと審査精度の現状

特許出願非公開制度は、安全保障上極めて機微な発明の流出を防止するため、特許庁（JPO）と内閣府という役割の異なる二つの行政機関が緊密に連携して機能する二段階審査モデルを採用している。このプロセスの精度と網羅性が、制度全体の信頼性を担保する要諦となっている。

## 2.1 特許庁による第一次審査(スクリーニング)とIPC分類に基づく網羅性

特許庁が行う「第一次審査」は、日本国内で出願されたすべての特許出願を対象として実施される極めて大規模なスクリーニング・プロセスである<sup>15</sup>。特許庁は、出願された発明の明細書等に記載された内容が、政令で定める「特定技術分野」に属するか否かを、国際特許分類(IPC)等に基づいて機械的かつ網羅的に判断する<sup>9</sup>。

この特定技術分野は、大きく二つのカテゴリに分類される。第一は、武器や兵器に直結する分野(例えば、火器、弾薬、爆発物など)といった、それ自体が安全保障上の直接的な脅威となる25の技術分野である<sup>12</sup>。第二は、産業の発達に及ぼす影響が大きい一方で、軍事転用リスクを色濃く孕むデュアルユース(両用)技術分野(10~19の分野)である。後者については、単に技術分野に該当するだけでは足りず、「国の防衛用に供されるもの」「国等からの委託に係るもの」といった政令で定める「付加要件」を満たす場合にのみ、保全審査の対象として抽出されるという二段構えの要件が設定されている<sup>10</sup>。

特許庁は出願から原則3ヶ月以内という極めて短期間にこの第一次審査を完了し、該当する出願書類を内閣総理大臣(内閣府)へ送付する<sup>9</sup>。ここで実務上、出願人にとって重大な意味を持つのは、特許庁によるこの「内閣府への送付行為」自体は行政不服審査法上の「行政処分」には該当しないという法解釈である。したがって、出願人は「自社の出願が内閣府の審査に回されたこと」自体に対して、法的な不服を申し立てる手段を持たず、手続きの進行を止めることはできない<sup>15</sup>。

審査段階	実施機関	判断基準と手法	対象となる出願	法的性質と期間
第一次審査	特許庁(JPO)	国際特許分類(IPC)に基づく特定技術分野への該当性、及び付加要件の有無の機械的・客観的スクリーニング	日本国内の全特許出願	行政処分に非ず。出願から原則3ヶ月以内 <sup>9</sup>
保全審査(第二次)	内閣府	公にすることにより外部から行われる行為によって国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれの総合	特許庁から送付された出願、又は出願人自らが審査を求めた出願	行政処分(保全指定)。期間の法定上限なし(実務上10ヶ月想定) <sup>9</sup>

		的判断		
--	--	-----	--	--

## 2.2 内閣府による保全審査(第二次審査)の不透明性と期間的制約

特許庁から出願書類の送付を受けた内閣府は、より実質的な「保全審査(第二次審査)」を実施する<sup>16</sup>。内閣府は、当該発明が「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明」であるか否かを、経済安全保障の観点、国際情勢、そして産業の発達に及ぼす影響の観点から総合的に衡量し、保全指定の必要性を判断する<sup>10</sup>。

保全審査の結果、内閣総理大臣により「保全指定」が行われた場合、出願人には特許法上の原則を覆す以下の極めて強力な法的制約が課されることとなる<sup>9</sup>。第一に、出願公開、特許査定、および拒絶査定といった特許庁における一切の審査・公開手続が強制的に留保される。第二に、発明内容の第三者への開示が全面的に禁止される。第三に、他者によるリバースエンジニアリング等、開示と同様の結果を招くおそれのある「発明の実施」が原則として禁止され、実施には内閣総理大臣の事前の許可が必要となる(推進法第73条)。第四に、出願人が保全指定の制約から逃れるために、特許出願を意図的に放棄・取り下げることによる制度からの離脱が禁じられる<sup>9</sup>。

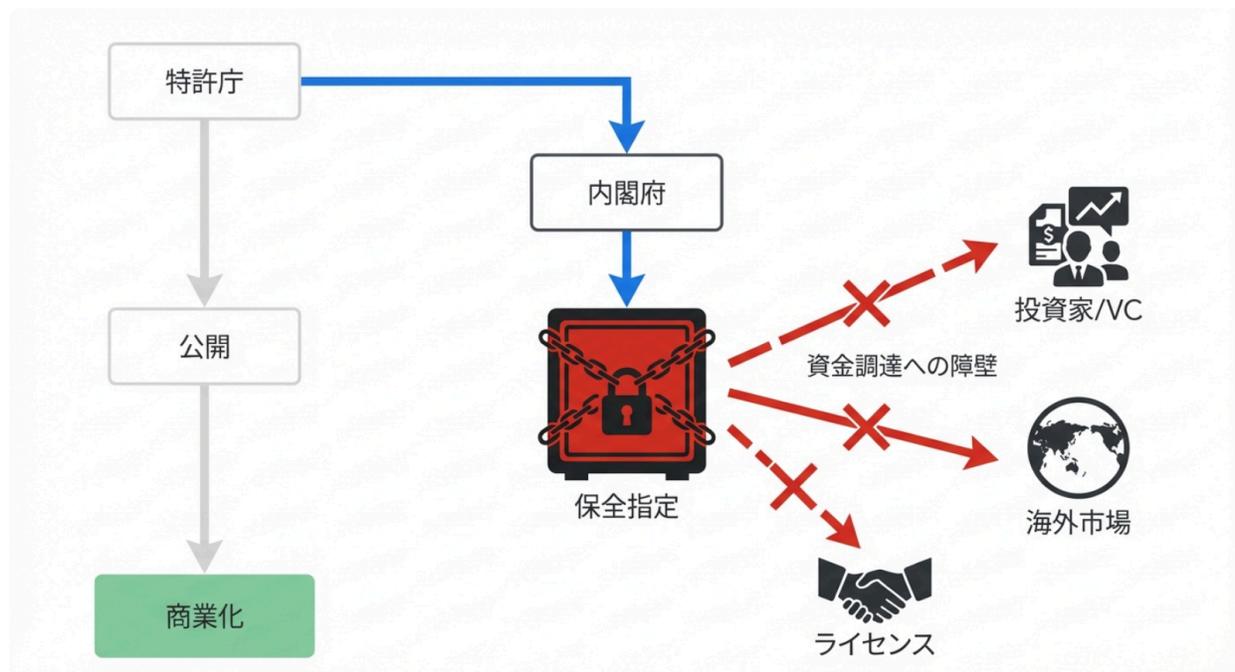
保全指定の期間は最長1年と定められているが、安全保障上の必要性が継続する限り、1年ごとに無制限に更新される可能性がある<sup>12</sup>。ここで企業や知財現場の大きな不安要因となっているのが、内閣府による保全審査の「審査期間」に関する法的規定の曖昧さである。法律上、内閣府がいつまでに審査を終えなければならないかという明確な上限期間の定めはない。実務上は、外国出願制限が日本への出願から10ヶ月で自動的に解除される仕組みから逆算し、10ヶ月以内の完了が「想定」されているに過ぎず、企業側から見れば、自社のコア技術が長期間にわたり法的に宙吊り状態に置かれるリスクを常に内包している<sup>15</sup>。

## 2.3 外国出願禁止義務(第一国出願義務)のグローバル戦略への影響

本制度において、国内の非公開措置を担保し、安全保障上の抜け穴を塞ぐためのもう一つの強力な歯止めが「外国出願の禁止(事実上の第一国出願義務)」である<sup>3</sup>。推進法第79条等は、特定技術分野に属する発明であって、日本国内で完成した発明については、原則としてまず日本の特許庁に特許出願を行わなければならない、直接外国へ出願すること(PCT国際出願を含む)を厳格に禁じている<sup>3</sup>。

この規定は技術の海外流出を防ぐ上で不可欠であるが、多国籍企業や海外市場を主戦場とするスタートアップのグローバルな知財戦略においては、極めて重大な制約として機能する。通常、企業は特許ポートフォリオの構築において、市場規模や競合の状況を分析し、出願国の優先順位(米国出願を優先するなど)を戦略的に決定する。しかし、本制度の施行により、発明が機微技術に触れる可能性が少しでもある場合は、まず日本に出願して特許庁の第一次審査を通過するか、あるいは事前に特許庁長官に対して「外国出願禁止の事前確認」の手続きを行い、クリアランスを得るといった追加のタイムロスと手続き的コストを強いられることになったのである<sup>9</sup>。

## 特許出願非公開制度の審査フローと「情報断絶」による多重的インパクト



特許庁による機械的な第一次審査を経て、内閣府が保全指定を下すことで、技術情報はブラックアウト状態となる。これにより、競合への技術流出は防がれる反面、投資家へのアピールやライセンス供与を通じた収益化ルートも同時に遮断される。

### 3. 経産省の補償基準と「通常生ずべき損失」の実像と限界

保全指定により発明の実施や公開が強制的に制限された場合、国は出願人に対して「通常生ずべき損失」を補償する法的義務を負う(経済安全保障推進法第80条)<sup>15</sup>。2026年3月現在、経済産業省と内閣府によって策定された「補償金支払い基準」に基づき実務が運用されているが、この「損失の算定と証明」のプロセスこそが、本制度において最も深刻なボトルネックとなっている<sup>13</sup>。

#### 3.1 PwCコンサルティングによる調査報告書が示す絶望的な現実

内閣府の委託によりPwCコンサルティング合同会社が2024年3月に公表した「令和5年度特許出願の非公開に係る損失補償制度に関する調査・研究」は、補償実務の途方もない困難さを浮き彫りにした<sup>19</sup>。同調査は、米国、ドイツ、英国など先行して秘密特許制度を有する主要国における金銭給付制度の運用実態を詳細に分析したものである。

その最大の結論は、「いずれの調査対象国においても、政府機関による公式ガイドライン等で条文以上の具体的な算定基準は確認されず、特許非公開命令によって『本来得られるはずであった利益(逸失利益)』や『開発・設備投資費用の回収不能分』を政府が実質的に補償したことを認める明確

な判例や行政事例は確認されなかった」という事実であった<sup>19</sup>。すなわち、国家安全保障に基づく特許の非公開という特殊状況下において、民間企業側が政府から十分な経済的補償を勝ち取ることは、グローバルな実務の観点から見ても極めて稀であり、現実にはほぼ不可能に近いという極めて厳しい実態が露呈したのである。

### 3.2 特許法第102条準用モデルの理論的破綻

日本の補償指針案では、損失補償の算定のための参照軸として、既存の特許権侵害訴訟における損害賠償算定モデル(特許法第102条)の考え方を準用することが検討されてきた<sup>19</sup>。具体的には以下の3つのアプローチが存在するが、いずれも非公開制度という特殊環境下においては理論的・実務的な破綻を来している。

第一のアプローチは、「特許権者の実施利益ベース(特許法102条1項準用)」である。これは、特許権者が自ら製品を製造・販売できたはずの数量に基づく逸失利益の算定である<sup>19</sup>。しかし、保全指定を受けた発明は、そもそも「市場に出すこと」自体が禁じられている。市場が存在せず、製品化もされていない技術について、「もし販売されていればどれだけの需要があったか」「顧客はいくらで買ったか」という仮想的需要曲線を描き、自社の製造販売能力を客観的に証明することは、事実上の悪魔の証明に等しい<sup>19</sup>。

第二のアプローチは、「侵害者利益ベース(特許法102条2項準用)」である。これは、侵害者が得た利益を特許権者の損害とみなす方式である<sup>19</sup>。非公開制度においてこれを準用する場合、政府が当該技術を「防衛目的等で使用した」ことによる利益(コスト削減効果等)を算定することになるが、防衛装備品等に一般的な市場価格は存在せず、政府の「利益」を民間市場のロジックで金銭換算することは理論的に破綻している<sup>19</sup>。

第三のアプローチは、「ライセンス料相当額ベース(特許法102条3項準用)」である。本来得られるはずであったライセンス料(実施料)を算定する方式であり、現在、経済産業省の運用において最も現実的な解決策として模索されているのが、この「ライセンス収入の補填」モデルである<sup>14</sup>。

### 3.3 2026年現在のライセンス収入補填モデルにおける「立証責任」の壁

ライセンス収入補填モデルは、一見すると合理的である。非公開指定によって他社への技術供与ができなくなったことによる逸失利益を国が直接補填すれば、研究開発への投資インセンティブは維持されるように思われる<sup>14</sup>。しかし、ここでも「厳格な立証責任」という高い壁が立ち上がる。

損失補償を請求する企業は、「具体的なライセンス交渉が実際に存在したこと」または「その技術分野における客観的かつ妥当なライセンス料率の相場」を証明しなければならない<sup>15</sup>。しかし、最先端の機微技術、例えば次世代の量子暗号通信、自律型無人兵器の制御アルゴリズム、あるいは極超音速飛翔体用の特殊耐熱素材などにおいて、過去のライセンス相場など市場に存在しない。さらに致命的なのは、秘密保持が厳格に課されている以上、出願企業が他社と具体的なライセンス交渉を「開始すること」自体が、情報開示の禁止規定(推進法第74条)に抵触する恐れがある点である<sup>9</sup>。結果として、補償金を得るために不可欠な証拠を合法的に収集することができないという、自己矛盾に満ちたパラドックスが生じているのである。



## 特許出願非公開制度下における損失補償（逸失利益） 立証モデルの破綻構造

算定準用モデル	算定の基礎	求められる立証証拠	非公開制度下の論理的矛盾	立証難易度
特許法102条1項 （特許権者の実施利益ベース）	特許権者が自ら実施していた場合に得られたであろう利益（逸失利益）。販売数量の低下や価格低下による影響を含む。	市場に出ている製品の予測売上等。購買意欲を失った顧客が考えていた対価。	「内閣総理大臣の許可なき実施の禁止」「発明内容の開示禁止」により市場に出ている製品の予測売上等を証明することは現実的に困難。どの潜在顧客の商談が影響を受けたかも知ることは期待できない。	極めて高い
特許法102条2項 （侵害者利益ベース）	侵害者が得た利益を特許権者の損害とみなす方式（本制度では政府による「使用」の際の参照指標となり得る）。	現実に具体的な損失が発生していることの証明。	実施が制限され、「発明内容の開示禁止」という極めて厳しい制限下において、現実に具体的な損失が発生していることを証明するハードルは非常に高い。	極めて高い
特許法102条3項 （ライセンス料相当額ベース）	本来得られるはずであったライセンス料（実施料）。	他社に実施させた場合に通常得られるはずであった対価。	「公開を含む発明の内容の開示全般の禁止」等の制限により、本来のライセンス交渉自体が不可能である状況下での算定となる。	極めて高い

特許権侵害訴訟における損害賠償算定モデルを準用しようとしても、市場からの隔離と情報開示の禁止が前提となる本制度下では、企業側が適法に証拠を揃え、損害額を立証することは極めて困難である。

Data sources: 損失補償制度に関する調査・研究（内閣府）、逸失利益算定プロセスの概要（国立国会図書館）、特許出願非公開制度について（三枝国際特許事務所）、特許出願の非公開に関する制度（内閣府）

## 4. 現場の苦悩I: 知財実務家・弁理士を覆う極度な業務負担と法的リスク

特許非公開制度の導入は、出願人たる企業のみならず、その出願を実務的に代理する弁理士や、企業の知的財産部門の担当者に対して、かつてない強烈な実務的負荷と深刻な法的リスクをもたらしている<sup>15</sup>。

### 4.1 出願前クリアランスの極度な複雑化と特定技術分野の判定負担

弁理士にとって最大の負担となっているのは、特許出願前における「クリアランス(技術の事前分析)」プロセスの肥大化である<sup>15</sup>。従来、特許出願における出願前調査の主眼は、もっぱら「先行技術調査(当該発明の新規性・進歩性の確認)」に置かれていた<sup>27</sup>。しかし本制度の施行以降は、これに加えて「本発明が特定技術分野(IPC25分野)および付加要件に該当するリスクがどの程度あるか」を、出願前に詳細にスクリーニングし、判定することが必須の実務となっている<sup>15</sup>。

特に、最初から外国市場への特許出願を前提とするグローバル企業やスタートアップにとって、この該当性判断は死活問題となる。特定技術分野に該当する可能性が「低くない」と弁理士が判断した場合、直接外国へ出願するルート(PCT国際出願を含む)は閉ざされ、必ず日本の特許庁を第一国として経由しなければならない<sup>3</sup>。もしこの判断を誤り、安全保障上機微な発明をそのまま外国へ出願してしまった場合、推進法に違反したとして、出願人には重い刑事罰(1年以下の拘禁刑や100万円以下の罰金等)が科されるリスクが内在している<sup>12</sup>。弁理士は、クライアントのビジネススピード(早期の外国出願による優先権確保と権利化)と、複雑な安全保障法規の厳格な遵守という板挟みの中で、極めて神経質かつ高度な法的判断を常に迫られているのである。

### 4.2 情報共有の制限と「適正管理措置」の重圧

特許出願が内閣府の保全審査の対象となった場合、発明の内容を共有できる対象者は厳格に制限される。保全指定を受けた発明については、特許出願人だけでなく、特許出願業務を受任した弁理士や特許事務所のスタッフも「発明共有事業者」として法的に位置づけられ、発明情報の漏洩を防止するための「適正管理措置」を講じる義務を負うこととなる<sup>10</sup>。

具体的には、特許事務所内で当該案件にアクセスできる人員を特定し、物理的・システムの完全に隔離した上で、アクセスログを常時監視・記録する体制の構築が求められる。多くの中小規模の特許事務所にとって、防衛産業レベルの厳格なサイバーセキュリティ対策や情報アクセス管理を導入・維持することは、経済的にもオペレーション的にも莫大な負担となっており、一部では機微技術案件の受任自体を敬遠する動きすら生じている<sup>24</sup>。

### 4.3 罰則規定の恐怖とクライアントに対する説明責任の限界

前述の通り、内閣府での保全審査の期間は法律で明確な上限が定められていない<sup>15</sup>。この長期間に及ぶ不確実な期間中、弁理士はクライアントに対して「いつ審査が終わり、いつ事業化や公開が可能になるのか」を確約することができない。さらに、特許庁による第一次審査の判断(内閣府への

送付)は行政処分ではないため、不服申立ての手続きすら存在せず、弁理士が法的に介入する余地が著しく制限されている<sup>15</sup>。ブラックボックス化した行政プロセスの中で、弁理士は十分な情報を持たないままクライアントに対する重い説明責任を果たすことに日々苦慮しているのである。

## 5. 現場の苦悩II: スタートアップの資金調達サイクル崩壊と会計監査の難題

弁理士の実務的苦悩に加え、マクロ経済的視点から我が国の産業競争力により深刻な影響を与えているのが、ディープテック領域で起業したスタートアップ企業のエコシステムと、企業の財務諸表を担保する監査法人が直面している未曾有の危機である。

### 5.1 VCデューデリジェンスの機能不全と資金調達の「死の谷」

現代の知識集約型経済において、特許などの知的財産は、土地や大規模な製造設備を持たないスタートアップ企業にとって、自らの企業価値を証明する「唯一の強力な無形担保」である<sup>26</sup>。ベンチャーキャピタル(VC)やエンジェル投資家は、スタートアップが保有する特許技術の「競合排除能力(参入障壁)」や「技術の独自性」をデューデリジェンス(資産査定)で精査し、将来得られるであろうキャッシュフローを割引現在価値に引き直すことで企業価値(バリュエーション)を算定し、エクイティ投資(株式引受)を実行する<sup>26</sup>。日本政府が推進する「スタートアップ育成5か年計画」においても、2027年度までに10兆円規模のスタートアップ投資額を実現することが目標に掲げられている<sup>32</sup>。

しかし、スタートアップの中核技術が推進法に基づく「保全指定」を受けた瞬間、この資金調達サイクルは完全に機能不全に陥る<sup>14</sup>。第一に、特許出願が非公開となるため、VCは技術の詳細を客観的な特許データベースで検証することができなくなる。第二に、発明の実施(事業化)が原則として禁止されるため、事業計画上の売上予測が立たず、バリュエーションの算定が不可能となる<sup>10</sup>。第三に、厳しい秘密保持義務により、スタートアップの経営者は投資家に対して「なぜ事業化が遅れているのか」「どのような革新的技術を保有しているのか」を説明することすら法的に禁じられる。

投資家から見れば、事業化が不可能で、内容も確認できないブラックボックス企業に対して数億円規模の投資を行うことは、ファンド出資者に対する受託者責任の観点から絶対に不可能である。結果として、国の経済安全保障に最も寄与するはずの有望な先端デュアルユース技術(GX分野、宇宙航空、量子技術など)を持つスタートアップほど、国に技術を封印されたまま資金枯渇による「死の谷(Death Valley)」に直面するという、政策目的と逆行する悲劇的な逆転現象が起きているのである<sup>32</sup>。

ステークホルダー	通常の特許制度下における役割・効果	保全指定(非公開)下における機能不全	エコシステムへの波及影響
ベンチャーキャピタル	特許公開情報を基に	技術情報へのアクセス	エクイティファイナンスの

(VC)	技術デューデリジェンスを実施し、投資判断を下す。	不能、事業化の禁止により、将来キャッシュフローが算定できず投資見送り。	断絶、有望なディープテック企業の資金枯渇。
ライセンス先企業	オープンな特許情報を基にライセンス交渉を行い、技術の社会実装を進める。	発明内容の開示禁止により交渉自体が違法となる。ライセンス市場からの完全隔離。	オープンイノベーションの阻害、技術の社会実装の停滞。
監査法人	将来の収益獲得能力に基づき、無形固定資産の価値を評価し減価償却を認める。	収益見込みゼロのため減損テストの対象となり、即時減損を要求。	スタートアップのバランスシート毀損、債務超過リスクの増大。

## 5.2 会計処理のジレンマ:無形固定資産の減損と「幻の資産」

企業財務の観点において、監査法人を中心に会計実務家を大いに悩ませているのが、「事業化が禁止され、他社への売却やライセンス供与もできない非公開特許」の資産価値をどのように評価し、会計処理すべきかという未曾有の難題である<sup>13</sup>。

特許権や出願中の特許に係る技術評価額は、企業会計上、貸借対照表(BS)において「無形固定資産」として計上される<sup>13</sup>。日本の企業会計基準(ASBJ)およびIFRS(国際財務報告基準)において、外部から取得した知的財産やソフトウェア等の無形固定資産は、その有効期間(耐用年数)にわたり定額法等で規則的に減価償却されるのが一般的である<sup>37</sup>。

しかし会計原則上、固定資産から得られる将来キャッシュフローの見積り額が、その帳簿価額を下回る場合、「減損処理(Impairment Loss)」を実施し、帳簿価額を回収可能価額まで減額した上で、減少額を特別損失として計上しなければならない<sup>41</sup>。保全指定を受けた特許は、国による実施の制限により、事業活動からの将来キャッシュフローが事実上「ゼロ」になる。したがって、通常の会計基準に厳格に従えば、保全指定の通知を受けた時点で即座に全額減損の対象とならざるを得ない。

## 5.3 監査法人の苦慮と補償金の不確実性

ここで問題となるのは、経済安全保障推進法第80条に基づく国による「通常生ずべき損失の補償」の存在である<sup>15</sup>。監査法人は、「国からの補償金という将来のキャッシュ・インフロー」を、無形固定資産の回収可能価額を構成するものとして認めるべきか否かという高度な専門的判断を迫られている

る<sup>13</sup>。

しかし前述の通り、補償金の算定は実務上極めて困難を極め、実際にいくら支払われるのか、あるいは全く支払われないのかは完全に不透明である<sup>19</sup>。IFRSや日本基準において、実現の可能性が不確実な偶発資産を貸借対照表に計上することは厳しく制限されている<sup>43</sup>。そのため、保守主義の原則に立つ多くの監査法人は、補償金を算入せずに減損を強要せざるを得ないケースが頻発している。これが結果として、多額の研究開発費を資産計上してきたスタートアップの財務諸表を著しく毀損し、債務超過への転落や銀行融資の停止を引き起こすという最悪の悪循環を生んでいるのである。

## 6. 秘密特許制度に関する諸外国の運用実態と比較法的考察

この我が国が直面している未曾有の実務的混乱を客観的に評価し、解きほぐすためには、第二次世界大戦期から長きにわたり国防上の秘密特許制度を運用してきた諸外国の歴史と実態を参照することが不可欠である。PwCの調査報告や米国等の法制度の分析から明らかになるのは、日本が直面している課題は決して日本特有のものではなく、国家安全保障と民間イノベーションの相克という普遍的なジレンマであるということである<sup>19</sup>。

### 6.1 米国「Invention Secrecy Act (1951)」における過酷な歴史と補償実務

米国は、第一次世界大戦期の1917年の法整備を経て、1951年制定の特許秘密法 (Invention Secrecy Act: 35 U.S.C. 183)により、国防総省などの防衛機関の要請に基づいて特許商標庁 (USPTO) 長官が秘密保持命令 (Secrecy Order) を発出する制度を確固たるものとしている<sup>46</sup>。米国では年間数千件 (歴史的には1万件以上) が秘密指定を受けており、レーダー技術、暗号技術、合成素材などの最先端技術を公共の目から隠すことに成功してきた<sup>29</sup>。米国の秘密保持命令には、外国出願を一部認めるType I、NISPOM (国家産業安全保障プログラム運用マニュアル) に準拠した管理を求めるType II、明示的な許可なく一切の開示を禁じる最も厳格なType IIIが存在し、対象者の属性に応じて使い分けられている<sup>52</sup>。

米国の制度においても、日本の推進法と同様に、出願人への補償権 (Right to compensation) は法的に明記されている (35 U.S.C. §183)<sup>53</sup>。法規定上、出願人は特許が許可状態 (Notice of Allowance) になった時点から、秘密保持命令を発出した政府機関の長と交渉し、正当な補償額の最大75%までの和解金を受け取ることができるとされている。さらに、和解に至らない場合は、連邦請求裁判所 (United States Court of Federal Claims) または地方裁判所に提訴して完全な補償を求めることが可能である<sup>47</sup>。

しかし実態は全く異なる。1962年のFarrand Optical Co. v. United States等の過去の判例が示すように、政府から十分な賠償を勝ち取ることは極めて困難である<sup>19</sup>。米国の法制下でも、「秘密指定がなければ得られたはずの市場利益」を定量的に証明する厳格な責任は出願人側に課されており、市場に出現していない新技術の商業的価値を立証する壁は非常に高く設定されている<sup>55</sup>。米国における秘密特許制度は、国家の安全を強固に守る一方で、指定を受けた民間発明者の商業的野心や後続の技術革新を冷酷に抑圧するメカニズムとして機能してきたことが、NBER (全米経済研究所) の実

証研究などでも示されている<sup>29</sup>。

## 6.2 欧州(ドイツ・英国)における制度的特徴と日本への教訓

ドイツや英国においても、国防に関連する特許出願の秘密指定制度が存在する<sup>29</sup>。英国では、政府機関が国防上または公共の安全上の観点から特許出願の公開を差し止める権限を持つが、不透明な運用がイノベーションを阻害するとの指摘もある<sup>29</sup>。一方、ドイツ特許法では、秘密指定によって生じた発明者の不利益に対して連邦政府が補償を行う旨が定められており、条文上は「発明に要した支出額」や「他での実施可能性」を考慮する等、米国と比較して具体的な算定要素が明文化されている点に特徴がある<sup>19</sup>。

しかし、欧米諸国に共通して言えることは、これら秘密特許制度の主眼があくまで「防衛機密の保護」に特化しており、「民間企業のイノベーション支援や育成」は制度上、副次的な位置づけに過ぎないという点である<sup>29</sup>。これに対し、日本の経済安全保障推進法は、K Program(経済安全保障重要技術育成プログラム)に見られるように、特定重要技術の「育成・開発支援」と、流出を防ぐための「非公開化(情報管理)」を両輪で進めるといふ、より高い次元でのバランスと政策統合を目指している点に独自性がある<sup>4</sup>。

したがって、日本が米国の轍(過度な立証責任の賦課による実質的な補償の形骸化)を踏まず、民間企業の投資意欲を削がないためには、諸外国にも例を見ない「透明性の高い補償モデル」と「金融的セーフティネット」を独自に設計し、構築しなければならないのである<sup>24</sup>。

## 7. 精度の向上と課題克服に向けた戦略的提言(解決策)

2026年現在顕在化している「補償基準の不適合と立証の困難」「知財実務家の疲弊と法的リスク」「スタートアップの資金調達の死の谷」「会計監査の混乱」という4重の課題を突破し、特許非公開制度を真の意味で国家安全保障と産業界のイノベーションの双方に益する制度へ昇華させるため、以下の5つの具体的かつ戦略的な解決策を提言する。

### 7.1 解決策1: 立証責任の転換と「みなし事前ライセンス評価制度」の導入

前述の通り、補償における最大のボトルネックは「出願人側への厳格な立証責任の偏重」にある。これを根本から是正するため、保全指定の対象となった技術については、通常の特許権侵害訴訟(特許法102条)の厳格な逸失利益算定ロジックから離脱した特別法的なアプローチが必要である。

具体的には、「みなし事前ライセンス評価制度」を創設する。これは、保全指定が下された時点で、政府が指定する独立した技術評価機関(例えば、工業所有権情報・研修館:INPITや外部の専門機関等)が、当該技術の潜在的な市場規模をマクロ経済データや類似技術群から客観的に推計し、合理的な「みなしロイヤルティ率」を適用して、暫定的な補償額のベースラインを自動的に算定する仕組みである<sup>14</sup>。出願人はこのベースラインによる補償額を無審査で受け入れるか、より高い補償を求めて実額ベースの個別交渉(立証)に進むかを選択できる「オプトイン方式」とする。これにより、証拠不十分による「補償ゼロ」のリスクを回避し、企業や投資家に対して最低限の予見可能性を担保することが可能となる。

## 7.2 解決策2: 企業価値担保法制度との連動および防衛特化型ファンドの創設

スタートアップの資金調達環境(エクイティ・ファイナンス)の崩壊を防ぐため、2026年より開始される、金融庁が推進する「企業価値担保制度(無形資産等をパッケージとして担保に供する融資制度)」を、特許非公開制度に適合させる形で拡充すべきである<sup>31</sup>。

保全指定を受けた技術は、裏を返せば、政府が「国家安全保障上、極めて優れており、価値が高い(機微である)」と公的にお墨付きを与えた技術と同義である。この逆転の発想を利用し、内閣府からの保全指定書の交付をもって、当該企業の技術力と潜在価値を国が特別に保証したものとみなし、日本政策金融公庫や産業革新投資機構(JIC)の特別枠からの低利の無担保融資、あるいは新設する「防衛・デュアルユース特化型官民ファンド」からの直接出資を優先的に受けられるファストトラック制度を創設する<sup>32</sup>。これにより、保全期間中にVCからの出資が途絶えた期間のキャッシュフローを公的資金でシームレスにブリッジし、有望な企業を死の谷から救済する。

## 7.3 解決策3: ASBJによる特例会計ガイドラインの策定(減損テストの猶予)

「幻の資産」に対する会計上の取り扱いを統一し、監査法人の混乱を収束させるため、企業会計基準委員会(ASBJ)および日本公認会計士協会に対し、特許非公開制度の指定資産に特化した実務対応報告(特例会計ガイドライン)の早期策定を強く要請する<sup>36</sup>。

具体的には、保全指定を受けた特許権や仕掛中の研究開発費(無形固定資産)について、政府による補償決定が未確定の段階であっても、推進法第80条に基づく法定の補償請求権の存在そのものを根拠とし、事業化見送りに伴う「一発減損」を強制しない特例措置を設ける。保全期間中は帳簿価額をそのまま据え置く(減価償却の一時停止および減損テストの特例的な猶予)ことを明文で認めるべきである<sup>42</sup>。これにより、スタートアップや研究開発型企業の過度なバランスシート毀損を制度的に防ぐことができる。

## 7.4 解決策4: JPO・内閣府プロセスにおける事前クリアランスシステムのデジタル化と拡充

弁理士や企業の知財部門が抱える極度な業務負担と刑事罰リスクを軽減するため、現在の「外国出願禁止の事前確認制度(推進法第79条)」をさらに発展させ、国内出願前であっても、事業計画と簡易な技術概要に基づく「特定技術分野・付加要件該当性の事前クリアランス(米国SECのノーアクションレターに類似した制度)」を、特許庁・内閣府に対してオンラインで迅速に申請できるデジタルプラットフォームを導入する<sup>15</sup>。これにより、実務家は法解釈の曖昧さに怯えることなく、安全かつ迅速に自社のグローバルな知財出願戦略を立案・実行できるようになる。

## 7.5 解決策5: 多分野専門家による審査委員会の設置(レビュープロセスの高度化)

内閣府の保全審査の精度を高め、不当な保全指定(オーバークラス分類)を防ぐため、審査プロセスに安全保障の専門家だけでなく、産業界の技術者、ベンチャーキャピタリスト、および法務専門家からなる「多分野専門家審査委員会(Multi-disciplinary Approach)」を関与させる仕組みを導入する<sup>29</sup>。これにより、技術の安全保障上のリスクだけでなく、それを非公開とすることが当該産業分野全

体の発展やイノベーションエコシステムに与える負のインパクトを総合的かつ客観的に評価することが可能となる。

## 8. 結論

2024年5月に本格始動した経済安全保障推進法に基づく特許出願非公開制度は、2026年現在、国家の安全保障という至上命題を一定程度果たす一方で、日本の技術的優位性の源泉である民間企業のイノベーションサイクル、特に知財実務の現場とスタートアップ・ファイナンスのエコシステムに深刻な軋轢を生じさせている<sup>1</sup>。

「通常生ずべき損失」に対する補償金算定基準は、現行の特許法や伝統的な民事損害賠償のロジックを無理に準用する限り、実務上の立証の困難さという高い壁に阻まれ、機能不全に陥る運命にある<sup>19</sup>。米国のInvention Secrecy Actが半世紀以上の歴史において証明しているように、国家権力による技術の強制的な封印は、適切な経済的・制度的インターフェース（補償と育成の両立）を欠けば、結果として自国の技術開発力そのものを枯渇させる両刃の剣である<sup>29</sup>。

我々が向かうべきは、単に安全保障を理由として民間部門に一方的な痛みを強いるシステムではなく、機微技術の強固な防護と、技術保有企業の持続的な成長支援を高度に両立させる、日本独自の「エコ・セキュリティ・インテグレーション（経済安全保障統合モデル）」の実現である。そのためには、法務（補償立証責任の緩和）、財務（会計基準の特例的猶予）、金融（公的資金によるブリッジ）、そして実務プロセス（事前相談の迅速化と多角化）の4次元にわたる横断的な制度改修が急務である。これらの解決策の迅速な実行こそが、激動する地政学的環境下において、我が国が自律的かつ持続的な技術覇権を維持するための唯一の活路となるのである。

### 引用文献

1. 2024年度特許出願の非公開に関する制度における実施状況, 3月 2, 2026にアクセス、[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/doc/patent\\_jisshijoukyou.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_jisshijoukyou.pdf)
2. An overview of the secrecy of patent applications in the Japanese Law, 3月 2, 2026にアクセス、<https://ken.ieice.org/ken/paper/202207202CLN/eng/>
3. 知財法務の勘所Q&A(第76回), 3月 2, 2026にアクセス、[https://www.amt-law.com/asset/res/news\\_2023\\_pdf/publication\\_0027475\\_ja\\_001.pdf](https://www.amt-law.com/asset/res/news_2023_pdf/publication_0027475_ja_001.pdf)
4. 経済安全保障の更なる推進に向けた 提言 - 内閣官房ホームページ, 3月 2, 2026にアクセス、[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/r8\\_dai15/teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r8_dai15/teigen.pdf)
5. New Act on the promotion of Japan's economic security enacted, 3月 2, 2026にアクセス、<https://supplychaincompliance.bakermckenzie.com/2022/06/24/new-act-on-the-promotion-of-japans-economic-security-enacted/>
6. 【2026年最新】経済安全保障推進法改正とは？企業に与える影響は？, 3月 2, 2026にアクセス、<https://article.ejinzai.jp/column/2026-suishinhou-amendment/>
7. 経済安全保障政策 (METI/経済産業省), 3月 2, 2026にアクセス、

- [https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic\\_security/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/index.html)
8. 2026年1月1日付 知財 制度改定や運用変更について, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://sanopat.jp/wp/column/%EF%BC%92%EF%BC%90%EF%BC%92%EF%BC%96%E5%B9%B4%EF%BC%91%E6%9C%88%EF%BC%91%E6%97%A5%E4%BB%98%E3%80%80%E7%9F%A5%E8%B2%A1%E3%80%80%E5%88%B6%E5%BA%A6%E6%94%B9%E5%AE%9A%E3%82%84%E9%81%8B%E7%94%A8%E5%A4%89/>
  9. Year one of the Patent Non-Disclosure System in Japan - AIPPI, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.aippi.org/news/year-one-of-the-patent-non-disclosure-system-in-japan/>
  10. 特許出願の非公開に関する制度 - 内閣府, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/patent.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/patent.html)
  11. 特許出願非公開制度について | 経済産業省 特許庁, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/index.html>
  12. Japan Enacts Economic National Security Act | Insights, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.gtlaw.com/en/insights/2022/7/japan-enacts-economic-national-security-act>
  13. 防衛特許「非公開」運用の衝撃。経産省の補償基準と現場の苦悩, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.excite.co.jp/news/article/Economic\\_0000108114/](https://www.excite.co.jp/news/article/Economic_0000108114/)
  14. 防衛特許「非公開」運用の衝撃。経産省の補償基準と現場の苦悩, 3月 2, 2026にアクセス、  
<http://economic.jp/?p=108114>
  15. 特許事務所における 特許出願非公開制度への対応の考察, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.saegusa-pat.co.jp/wp/wp-content/uploads/f733d1ff6fa846ecda6b1dea2c2f1dba.pdf>
  16. Implication of Patent Non-Disclosure System to Overseas Applicants, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://shigapatent.com/en/topics/patent-non-disclosure-system-2/>
  17. 国際特許分類の改正に伴う経済安全保障推進法施行令の改正 (令和7, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei\\_gijutsu\\_bunya.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/tokutei_gijutsu_bunya.pdf)
  18. 特許出願非公開制度についてのQ&A | 経済産業省 特許庁, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/hikokai/qa.html>
  19. 令和5年度特許出願の非公開に係る損失補償制度に関する ... - 内閣府, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/patent/doc/patent\\_sonshitsu\\_tyosa.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/patent/doc/patent_sonshitsu_tyosa.pdf)
  20. 特許出願非公開制度と情報処理技術 ～デュアルユースの問題の考察, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.ieice.org/publications/conference-FIT-DVDs/FIT2024/data/html/program/pdf/N-007.pdf>
  21. System for Non-Disclosure of Patent Applications, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shutugan/patent\\_applications.html](https://www.jpo.go.jp/e/system/patent/shutugan/patent_applications.html)
  22. 特許権侵害における 損害賠償額の適正な評価に向けて, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11515244\\_po\\_2017\\_11\\_zentai.pdf?contentNo=1&alternativeNo](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11515244_po_2017_11_zentai.pdf?contentNo=1&alternativeNo)

23. 2026 年度 町田市・日本弁理士会連携事業 オンライン 対面相談, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/shien/seminar/chizaisoudan.files/chizai\\_2026.pdf](https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/shien/seminar/chizaisoudan.files/chizai_2026.pdf)
24. 知的財産推進計画2024(案), 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/240604/siryou2.pdf>
25. 特許出願の非公開制度の運用開始, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.harakenzo.com/non-disclosure-of-patent-applications/>
26. 日本における特許早期審査・スーパー早期審査制度の包括的分析と, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://patent-revenue.iprich.jp/%E4%B8%80%E8%88%AC%E5%90%91%E3%81%91/4276/>
27. 附属書 D 新規性・進歩性に関する審判決例 - 特許庁, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook\\_shinsa/document/index/app\\_d4.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/handbook_shinsa/document/index/app_d4.pdf)
28. 特許出願非公開制度(秘密特許制度)を機に考えるべき、技術管理, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://kpmg.com/jp/ja/insights/2023/12/secret-patent-management.html>
29. Secrecy Directions in Patent Law: A Comparative Analysis of India, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://origiin.com/secrecy-directions-in-patent-law-a-comparative-analysis-of-india-usa-europe-japan-china/>
30. 特許出願の非公開制度の概要と NEDO 事業における対応について, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.nedo.go.jp/content/100981449.pdf>
31. 2026年開始「企業価値担保制度」で変わる中小・スタートアップの, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.meilin-law.jp/2026%E5%B9%B4%E9%96%8B%E5%A7%8B%E3%80%8C%E4%BC%81%E6%A5%AD%E4%BE%A1%E5%80%A4%E6%8B%85%E4%BF%9D%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%80%8D%E3%81%A7%E5%A4%89%E3%82%8F%E3%82%8B%E4%B8%AD%E5%B0%8F%E3%83%BB%E3%82%B9/>
32. スタートアップ政策提言 - 新経済連盟, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2026/01/a2079bddd9afc746f5c22e223e06732c.pdf>
33. ディープテック・スタートアップ支援事業」及 - NEDO, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.nedo.go.jp/content/100978403.pdf>
34. 2024 年度「研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.nedo.go.jp/content/100973273.pdf>
35. 「大学発スタートアップの支援に係る調査」【公開版】 - 文部科学省, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.mext.go.jp/content/20250514-mxt\\_sanchi01-000042489.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250514-mxt_sanchi01-000042489.pdf)
36. 2025 年 12 月 会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF) 議事概要, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20251201.pdf>
37. 知的財産評価を巡る課題と展望について(中間報告), 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/publication/files/00160-000259.pdf](https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/00160-000259.pdf)
38. PPAとは? M&Aにおける重要な手続きと会計処理の詳細を解説, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.ma-cp.com/about-ma/ppa/>
39. 知的財産×会計 知的財産管理のための新たな視点と会計手法 ... - PwC, 3月 2, 2026

- にアクセス、  
<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/prmagazine/pwcs-view/202201/36-05.htm>  
↓
40. 法人税法における利用者(ユーザー)側の自社利用ソフトウェアの, 3月 2, 2026にアクセス、[https://www.sozeishiryokan.or.jp/x\\_core/uploads/ronbun\\_2025\\_04.pdf](https://www.sozeishiryokan.or.jp/x_core/uploads/ronbun_2025_04.pdf)
  41. 知的財産会計の構築と制度化 - 高崎経済大学, 3月 2, 2026にアクセス、  
[http://www1.tcue.ac.jp/home1/k-gakkai/ronsyuu/ronsyuukeisai/48\\_4/goto.pdf](http://www1.tcue.ac.jp/home1/k-gakkai/ronsyuu/ronsyuukeisai/48_4/goto.pdf)
  42. 企業会計基準適用指針第6号固定資産の減損に係る会計基準の適用指針, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.asb-j.jp/jp/accounting\\_standards\\_system/details.html?topics\\_id=89](https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards_system/details.html?topics_id=89)
  43. 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/ikan\\_20240701\\_40.pdf](https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/ikan_20240701_40.pdf)
  44. 日本基準と国際財務報告基準 (IFRS)の比較 - EY, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.ey.com/content/dam/ey-unified-site/ey-com/ja-jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2025/documents/ey-japan-ifrs-jgaap-comparison-v9.pdf>
  45. Patents-Procedure-Applicability of Invention Secrecy Act Where, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://repository.law.umich.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=6108&context=mlr>
  46. Compensation Under Patent and Atomic Energy Acts, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.repository.law.indiana.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2673&context=ilj>
  47. Dubiously Constitutional, Partially Obsolete Patent Secrecy Orders, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://law.unh.edu/sites/default/files/media/2026-02/Dubiously%20Constitutional%20C%20Partially%20Obsolete%20Patent%20Secrecy%20Orders%20and%20the%20Private%20Inventor.pdf>
  48. Patent Litigation 2026 - Germany | Global Practice Guides, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/patent-litigation-2026/germany/trends-and-developments/O24075>
  49. what is on the agenda for European patent litigation in 2026?, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.osborneclarke.com/insights/looking-forward-what-agenda-european-patent-litigation-2026>
  50. The Consequences of Invention Secrecy - NBER, 3月 2, 2026にアクセス、  
[https://www.nber.org/system/files/working\\_papers/w25545/revisions/w25545.rev3.pdf](https://www.nber.org/system/files/working_papers/w25545/revisions/w25545.rev3.pdf)
  51. 120-Secrecy Orders - USPTO, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s120.html>
  52. A High-Tech Alliance: Challenges and Opportunities for U.S.-Japan, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://carnegieendowment.org/research/2021/07/a-high-tech-alliance-challenges-and-opportunities-for-us-japan-science-and-technology-collaboration>
  53. 35 USC 183: Right to compensation - OLCRC Home, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=granuleid:USC-prelim-title35-section183&num=0&edition=prelim>

54. 特許出願非公開制度に関する 諸外国の制度の調査結果, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4432>
55. Are the Secrecy Order Compensation Provisions of the Patent Act, 3月 2, 2026に  
アクセス、  
<https://ideaexchange.uakron.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1007&context=akronintellectualproperty>
56. Preserving Secrecy within the Patent System to Safeguard Western, 3月 2, 2026に  
アクセス、  
[https://www.juridicainternational.eu/article\\_full.php?uri=2024\\_33\\_preserving\\_secrecy\\_within\\_the\\_patent\\_system\\_to\\_safeguard\\_western\\_countries\\_technological\\_inn](https://www.juridicainternational.eu/article_full.php?uri=2024_33_preserving_secrecy_within_the_patent_system_to_safeguard_western_countries_technological_inn)
57. 経済安全保障法制に関する 提言骨子 (特許出願の非公開化), 3月 2, 2026にアクセ  
ス、  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\\_anzen\\_hosyohousei/dai3/teigenkossi4.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/dai3/teigenkossi4.pdf)
58. 無形資産に関する検討経過の取りまとめ, 3月 2, 2026にアクセス、  
<https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/sme20.pdf>